

## 「学寮問題に関する意見調査」中間集計

### 第 3 常 置 委 員 会

#### ( 集 計 上 の 注 意 )

1. 集 計 対 象      昭和 4 5 年 6 月 2 4 日 まで に 回 答 の あ っ た 分
2. 回 答 大 学 数      2 2 校
3. 学 部 別 の 回 答 は そ の ま ま 実 数 と し て 集 計 し た。
4. 同 一 設 問 に 2 つ の 回 答 が あ る 場 合 は、別 口 に 集 計 し た。

#### I 学寮の設置目的について

- (1)    -    2
- (2)    -    5
- (3)    - 1 7
- (4)    -    0

#### II 学寮の存続について

- (1)    -    1
- (2)    -    5
- (3)    - 1 5
- (4) 現実の問題として廃止できない。      - 1  
    厚生施設として存続させる。            - 2  
    大学の特性による独自の寮を建てる。 - 1

#### III 学寮の設置機関について

- (1)    - 1 3

- (2) — 4
- (3) — 0
- (4) — 1
- (5) 学生生活協同組合 — 1

#### IV 学寮の教育的機能の代替について

- (1) — 1 0
- (2) — 1 2
- (3)
  - (A) — 8
  - (B) — 1
  - (C) — 1
  - (D) — 9
  - (E) — 0

#### V 学寮の改善について

##### (イ) 管理運営の基本的態度について

- (1) — 1 4
- (2) — 8
- (3) いまさら改善することは不可能である。 — 1

##### (ロ) 寮生の入退寮選考について

- (1) — 1
- (2) — 2 1
- (3) — 2
- (4) — 0

##### (ハ) 経費負担区分について

- (1) — 0
- (2) — 4

(3) - 1 4

(4) 各大学の実情に応じ、弾力的に運用できるように通達を改廃する。

- 1

この通達は不明確な点があるので撤廃し、負担区分は大学の自主性にまかせる。 - 1

寮生の負担軽減の方向で通達を改正し、国立大学として新しい統一の基準を作る。 - 2

(二) 炊事人の公務員化について

(1) - 1

(2) - 1

(3) - 2 1

(4) - 0

(三) 寄宿舍経費の徴収について

(1) - 9

(2) - 1 3

(3) 全寮制採用の大学では寄宿料は全額免除すべし。 - 1

(四) いわゆる 0 管規程の取扱いについて

(1) - 9

(2) - 7

(3) 弾力的に扱い拘束力を持たないものにする。 - 1

事実上の拘束力を持つように運用されていることはやめるべきである。 - 1

事実上の拘束力を持つと考えられるので改善の要がある。 - 1

拘束力を持つとは考えられないが、教育的にマイナスの効果があり、大学の学寮規則作成にも好ましくない影響を及ぼすので廃止した方がよい。 - 2

(ト) 寮生に対する助言指導について

(1) - 6

(2) - 9

(A) - 4

(B) - 3

(C) - 6

(D) 学寮の行事に教職員が積極的に参加する。 - 1

(3) 助言指導の効果は期待しがたい。 - 1

助言指導を強化することは好ましくない。 - 1

助言指導は最少限度にとどめる。 - 2

必要に応じて学寮委員等が助言すればよい。 - 1

制度的に助言指導を強化する必要はない。 - 1

寮生からの相談に対しては親身に助言指導にあたる。 - 1

(チ) 入寮資格・在寮期間等について

(1) - 1

(2) - 0

(3) - 2 1

(A) - 9

(B) - 2

(C) - 1

(D) - 0

(E) - 7

(F) - 2

(G) - 0

(H) - 0

(4) 留年の場合は再審査する。 - 1

大学院生専用の寮を作る必要がある。 - 1